

## 第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適しないもので、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されているものについて、契約手続きに関し、企画提案方式による第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (プロポーザルの実施について)

第2条 第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務については、価格のみではなく、高い技術力、専門的知識、実績、企画力が求められ、総合的な知見から判断する必要があるため、プロポーザル方式により最適な優先交渉権者となる者を特定する。

### (プロポーザルの方法及び参加資格要件)

第3条 プロポーザルの方式は、公募型とする。

2 参加資格要件については、別途、第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)において定めるものとする。

### (プロポーザル参加者について)

第4条 前条に定めた要件を満たしたものがプロポーザルに参加しようとするときは、別途定める募集要項により、参加意思表示を行い、企画提案書を作成するものとする。

### (プロポーザル審査委員会)

第5条 第1条の目的を達成するために、第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置き、企画提案内容の評価・審査及び優先交渉権者の特定を行うものとする。審査委員会の構成については、別に定めるものとする。

### (審査方法及び評価基準)

第6条 優先交渉権者を特定するにあたり、第一次審査、第二次審査を行う。

2 第一次審査は書類審査とし、提出された企画提案書等を基に、審査委員会において評価基準に基づき審査を行う。提出者が4者以上のときは、評価得点の高い者から順に、第二次審査に進出する3者を選定する。ただし、提出者が3者以下の時は、全提

出者を第二次審査に進出させる。

- 3 第二次審査はプレゼンテーションによる審査とし、審査委員会において評価基準に基づき審査を行う。プレゼンテーションにおける提出者の持ち時間は25分以内とし、概ね15分程度の企画提案と10分程度の質疑応答の時間を設けるものとする。なお、提出者が1者であっても第二次審査は行うこととする。

(優先交渉権者の特定)

第7条 第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して順位を決定し、第1位の者を優先交渉権者とする。

- 2 提出者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合又は提出者がいない場合には、再度公募を実施する。また、最高点の者が複数いる場合は、原則として募集要項にて提出書類と定めた業務実績に記載された同種・類似業務の実績が多い提出者を、実績においても同数が複数いる場合は、提案金額の安価な提出者を優先交渉者とする。それでも同点の場合は、くじ引きで決定する。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第8条 優先交渉権者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手とする。ただし、優先交渉権者に事故等があり見積徴収が不能となった場合及び、随意契約が不調となった場合、前条により特定された次点の者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手とする。

(事務局等)

第9条 本プロポーザルに関する事務局及び審査委員会の庶務は、地域振興部地域共創課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月3日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。

第3次 岐阜市男女共同参画計画策定支援業務  
 プロポーザル評価基準 (第一次審査)

企画提案者名

審査委員氏名

| 評価項目    | 配点 | 点 | 基準   | 視点  |
|---------|----|---|------|---|
| 業務実施体制  | 10 |   | 10 特 | ・本業務を安定的に実施できる体制や人員が確保されているか。                                       |
|         |    |   | 8 優  |   |
|         |    |   | 5 良  |   |
|         |    |   | 3 可  |   |
| 業務実施工程  | 10 |   | 10 特 | ・本業務のスケジュールは具体的で、実現可能なものか。  |
|         |    |   | 8 優  |   |
|         |    |   | 5 良  |   |
|         |    |   | 3 可  |   |
| 過去の業務実績 | 10 |   | 10 特 | ・過去に地方公共団体における本業務と類似の業務を実施しているか。<br>・本業務に従事する責任者及び担当者が十分な実績を有しているか。 |
|         |    |   | 8 優  |   |
|         |    |   | 5 良  |   |
|         |    |   | 3 可  |   |
| 企画内容    | 20 |   | 20 特 | ・本業務の趣旨及び目的を十分理解した提案となっているか。<br>・仕様書と整合が図られているか。                    |
|         |    |   | 15 優 |   |
|         |    |   | 10 良 |   |
|         |    |   | 5 可  |   |
| 合計      | 50 |   |      |   |

■評価基準

特：業務を行う上で十分な程度であり、他者と比較して特に優れている。

優：業務を行う上で十分な程度であり、他者と比較して優れている。

良：業務を行う上で十分な程度である。

可：業務を行う上で支障のない程度である。

※ 評価は原則として上記から選択するものとするが、明らかに程度が劣る場合は「不可」とし、その評価項目について0点とする。

## 第3次志岐市男女共同参画計画策定支援業務

### プロポーザル評価基準（第二次審査）

企画提案者名

審査委員氏名

| 評価項目                               | 配 <del>分</del> | 点 <del>数</del> | 基準   | 視 点  |
|------------------------------------|----------------|----------------|------|--|
| 見積りの<br>妥当性                        | 10             |                | 10 特 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者と比較して金額が妥当であるか。</li> <li>・提案限度内で業務内容に見合った価格であるか。</li> </ul>  |
|                                    |                |                | 8 優  |  |
|                                    |                |                | 5 良  |  |
|                                    |                |                | 3 可  |  |
| 業務の熟練度、<br>遂行能力、<br>熱意、実績          | 30             |                | 30 特 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務担当者に取り組み意欲を強く感じるか。</li> <li>・過去にどの程度の実績があり、これまでの経験を十分に本業務に活かせるか。</li> <li>・無理なくスケジュールに沿った業務遂行ができると認められるか。</li> </ul> |
|                                    |                |                | 23 優 |  |
|                                    |                |                | 15 良 |  |
|                                    |                |                | 8 可  |  |
| 現状分析と<br>課題整理                      | 30             |                | 30 特 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題を的確に把握・分析・整理し、本市の特性を生かす具体的な提案となっているか。</li> </ul>  |
|                                    |                |                | 23 優 |  |
|                                    |                |                | 15 良 |  |
|                                    |                |                | 8 可  |  |
| 男女共同参画<br>制度全般に<br>対する見識度          | 10             |                | 10 特 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種法令など男女共同参画に関する制度全般に対する見識をどの程度有しているか。</li> </ul>  |
|                                    |                |                | 8 優  |  |
|                                    |                |                | 5 良  |  |
|                                    |                |                | 3 可  |  |
| 企画提案書に<br>沿った的確な<br>説明、適切な<br>質疑応答 | 20             |                | 20 特 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい資料構成となっているか、説明は明快で理解しやすかったか。</li> <li>・質疑に対する応答は簡潔明瞭か。</li> </ul>  |
|                                    |                |                | 15 優 |  |
|                                    |                |                | 10 良 |  |
|                                    |                |                | 5 可  |  |
| 合 計                                | 100            |                |      |  |

#### ■評価基準

特：業務を行う上で十分な程度であり、他者と比較して特に優れている。

優：業務を行う上で十分な程度であり、他者と比較して優れている。

良：業務を行う上で十分な程度である。

可：業務を行う上で支障のない程度である。

※ 評価は原則として上記から選択するものとするが、明らかに程度が劣る場合は「不可」とし、その評価項目について0点とする。